

## 都市計画変更の理由書

### 1. 案件名

岩内都市計画公園の変更（岩内町決定）

### 2. 都市計画変更内容

岩内都市計画公園 7・2・1号含翠園の区域を拡大する。（約 0.2ha 拡大）

### 3. 都市計画変更の理由

7・2・1号含翠園は、明治から大正初期にかけ造園された民間の庭園で、長年、町民の憩いの場として一般開放され親しまれている歴史ある公園であったことから、将来にわたっても適正な管理を行うために維持保全・修繕等を早期に行う必要が生じ、岩内町における市街地の貴重な緑の保全及び歴史・風土的な趣の享受を目的とし、平成26年に都市計画決定している。

今回は、現行区域の西側及び北側について区域の拡大変更を行うものであり、西側については、これまで庭園として開放されていた区域のうち、茶室等を含む一帯を公園区域として追加し、岩内町特有の都市空間や歴史的空間及び自然空間の集積する「シンボルゾーン」に位置づけられた施設として現公園区域と一体的に整備することで更なる風土的な趣を享受する魅力ある都市空間の形成を図るものである。

また、北側区域については、現在、町道敷地となっており、公園内の樹木の根が張り出している法面となっているが、北側区域を含む公園敷地北側については、借景ゾーン（自然散策ゾーン）として位置付け、雑木林の散策路スペースとして、既存の樹木を活かす計画としていることから公園区域に追加しようとするものである。

こうしたことから、岩内町の歴史や自然を継承するシンボルともいえる当該公園について、地域の貴重な施設の保全及び歴史・風土的な趣の享受のため、本公園区域の拡大変更を行うものである。